

随意契約理由書

件名	神戸ファッションマート受変電設備更新工事	
契約の相手方	日新電機株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、神戸ファッションマートに設置されている受変電設備の更新を行うものである。また、本工事は、隔年に一日の計画停電日に更新工事を実施する必要があるため、作業時間の制約から平成30年度と令和2年度の二期で計画しており、第二期目にあたる。</p> <p>具体的には、更新費用と維持費用を低減させるために、キュービクルおよび保護継電器を既設流用とし、遮断器のみを高圧ガス遮断器から高圧真空遮断器へ更新する非常に専門性の高い作業となる。既設各部位の電気的整合(高圧導体部分の取り合い、制御回路の信号の取り合い等)ならびに改修後の運用中におけるシステム性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記契約の相手方でなければ不可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課	(電話番号 078-595-6600)